



第3次日野市環境基本計画

～受け継いだ自然環境を次の世代につなぐまち～

(素案)

日 野 市

目 次

第1章 計画策定のねらい	1
(1) 計画改定の背景	1
(2) 計画の目的・位置づけ	2
(3) 計画期間	2
第2章 計画が目指すもの	3
(1) 基本理念	3
(2) 望ましい環境像	4
(3) 基本目標	5
(4) SDGsの目標達成に向けた環境基本計画との関連性	8
第3章 基本目標達成のための施策	9
(1) 施策体系	9
(2) 基本目標別取組み	10
I 目標1 気候変動緩和・適応を実現するまち	10
II 目標2 多様なみどりをつなぐまち	11
III 目標3 豊かな水環境をつなぐまち	12
IV 目標4 人と多様な生きものが共に暮らせるまち	14
V 目標5 ごみゼロのまち	15
VI 目標6 心やすらぐ住みよいまち	16
(3) 環境基本計画と関連計画	18
第4章 計画を進めるために	19
(1) 推進体制・進行管理	19
環境配慮指針	21
環境配慮指針	21
資 料 編	1
資料1 日野市環境基本条例	1
資料2 日野市清流保全条例	7
資料3 本計画と関連が深いSDGsの項目	15

第1章 計画策定のねらい

(1) 計画改定の背景

日野市では、平成7年に市民の直接請求により制定された「日野市環境基本条例」に基づき、公募市民と市職員の協働作業により、平成11年に「環境基本計画」を策定しました。そして、平成23(2011)年度に改定した第2次日野市環境基本計画では、市民・事業者と市が一体となり、日野市がめざす環境像「私たちの継承した自然環境を保全し、次の世代に引き継ごう」の実現という共通の目標に向かって、環境保全の取組みを様々なかたちで推進してきました。

しかしながら、近年、私たちの周りでは、猛暑日や熱帯夜日数の増加や国内最高気温の更新にみられる気温の上昇、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）など地球温暖化の影響による気候変動に起因すると考えられる自然災害の多発、開発や乱獲、外来生物の侵入などによる生態系への影響、マイクロプラスチックによる海洋汚染などさらなる環境問題が発生し、その深刻さは増えています。

このような環境問題に関する国際的な動向として、平成27年(2015年)には、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)が掲げられたほか、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として地球温暖化を産業革命からの気温上昇を2℃未満に抑制することを規定し、1.5℃に抑えることが目標として掲げられました。

日本では、生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)で採択された愛知目標達成に向け、平成24年(2012年)に「生物多様性国家戦略」が見直され、現在は次期生物多様性国家戦略に向けた検討が始まっているほか、平成28年(2016年)には地球温暖化対策法に基づき、地球温暖化対策計画が策定されました。また、平成30年(2018年)に気候変動適応法が制定され、これに基づき、気候変動適応計画が策定されるなど、気候変動の影響に適応する地球温暖化対策の取組みが始まりました。

また、平成30年(2018年)4月に第五次環境基本計画を策定し、SDGsの考え方を踏まえた重点戦略と、地域循環共生圏の創造に向けた取組みを推進しています。

東京都でも、環境基本計画を平成28年(2016年)に改定し、「世界一の環境先進都市を実現する」と目標を掲げました。また、令和元年(2019年)に「ゼロエミッション東京戦略」を策定、2050年CO₂排出量ゼロに向けた道筋が示されました。さらに、令和3年「ゼロエミッション東京戦略2020Update & Report」を策定、「2030・カーボンハーフスタイル」を掲げて、対策の加速・強化しています。

市では、平成28年(2016年)に「自然と共生する日野市」を目指し「ひの生きものプラン

～日野市生物多様性地域戦略～」を策定、令和元年（2019 年）には、市民・企業などとの対話と共創による次世代に引き継ぎたい地域づくりを掲げ、東京都初の「SDG s 未来都市」の選定を受けました。令和 2 年（2020 年）には、プラスチック類資源化施設を整備し、市民に全てのプラスチックの分別をお願いし、プラスチック全量の資源化を目指しています。そして、豊かな海を汚さない持続可能な社会を実現するために「プラスチックスマート宣言」を発し、プラスチックごみゼロを目指した取組みを加速しました。

環境問題が多様に変化する中、本市を取巻くさまざまな環境情勢をはじめ、第 2 次環境基本計画の評価を踏まえ、今後の環境保全の取組みについて見直し、さらなる展開と推進をめざして、令和 2(2020)年度に終期を迎えた前計画を改定することとしました。

（２）計画の目的・位置づけ

第 3 次日野市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、市の環境に関する基本的な計画であり、日野市環境基本条例に基づき策定するものです。

本計画は、市の環境分野の施策を体系化するもので、日野市の今ある環境を将来の世代に残すため、「環境基本計画」（平成 11（1999）年策定）、「第 2 次環境基本計画」（平成 23（2011）年策定）を引き継ぎ、日野市の環境施策の基本的な方向を示します。

また、具体的な施策の推進は、本計画に基づく、又は関連する計画である「日野市地球温暖化対策実行計画」、「日野市下水道プラン」、「ひの生きものプラン～日野市生物多様性地域戦略～」、「日野市ごみゼロプラン」等で実施します。

（３）計画期間

本計画の計画期間は、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間を対象とします。

社会状況や環境を取り巻く状況の変化を的確に反映した計画とするため、策定後 5 年（令和 8（2026）年度）を目途に中間検証を行い、必要な見直しを行います。



第2章 計画が目指すもの

(1) 基本理念

本計画における基本理念とは、環境に対する根本的な考え方を示すもので、「日野市環境基本条例」の前文及び第3条に掲げられる「基本理念」を明確化したものです。

自然豊かで環境負荷の少ない社会を実現し、
将来の世代に継承する

騒音・振動・大気汚染や開発などによる自然破壊など、身近な問題だけでなく、地球温暖化による気候変動のような地球規模の問題まで、私たちの周りには様々な環境課題が広がっています。私たちが今後も地球上で活動し続けるためには、一人ひとりの意識を変え、環境の保全・回復・創出に努め、現在の大量生産と大量消費の生活を見直し、環境負荷の少ないライフスタイルの実現に向けて取り組まなくてはなりません。

こうした取組みは、市民、事業所、行政が互いに協力し、また、ふだん（普段・不断）の行動の中で行われなければなりません。環境に配慮した取組みを確実に積み重ね、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない社会の構築を目指すとともに、水・みどり・農といった日野市に受け継がれてきた豊かな自然の恵みを将来の世代に継承します。

本計画では、将来にわたる日野市の目指すべき環境の姿や、市全体で環境保全・創出を行う上での基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき内容やその進め方を示します。



多摩丘陵のみどり「南平丘陵公園」



日野市の中央を流れる一級河川「浅川」

(2) 望ましい環境像

「私たちの継承した自然環境を保全し、次の世代に引き継ぐ」という第1次計画、第2次計画の考えを継承します。

環境に関心を持ち行動する人を育て 受け継いだ自然環境を次の世代につなぐまち

日野市は、多摩丘陵や日野台地、多摩川・浅川等の河川と沖積低地、農地と用水路、崖線のみどりと湧水、そこに息づく様々な動植物など、多様な自然環境を有しています。このような豊かな自然資源は、日野市固有の文化の創造や、養蚕、農業、工業などの産業の発展の基礎となってきました。

しかし、都心からの通勤圏という立地からベッドタウンとしての宅地化が進んだことによって、これらの貴重な自然環境や、緑地・農地、用水路などの多くが姿を消していきました。また、現在も姿を消しつつあります。

雑木林や農地など全てのみどりは、経済活動に伴って発生する温室効果ガスであるCO₂を吸収し減少させることから、今後も地球温暖化対策の一つとして大きな役割を担っています。また、河川・用水・湧水など豊かな水辺環境を含めた自然環境は、多くの生き物を育むと同時に、私たちの生活に潤いと安らぎを与える大変重要なものとなっています。これらの自然環境の保全は、持続可能な社会の実現に寄与するものです。こうしたことから、私たちは、先人から継承した豊かな自然の大切さを再認識するとともに、自然を守り、育て、少しでも現状を維持して持続可能な社会環境とし、次の世代に引き継げるよう努めなければなりません。

大切なことは、今、私たち自身が取り組まなくてはならないということです。そして、将来にわたり取組みを継続するためには、環境教育、啓発を通して学び・教え・伝え、環境に関心を持ち行動する新たな人材を育成しなければなりません。そうして、多くの人が身近な環境に目を向け、行動することが、大切な自然環境を残すことにつながるのです。

私たちみなで、より良い環境を次の世代につなぎましょう。

(3) 基本目標

望ましい環境像の実現に向けて環境への取組みを進めるにあたり、第2次計画に引き続き、分野別に目指すべき目標を設定することとしました。本計画では、第2次計画で設定した「みどり」「水」「ごみ」「地球温暖化」「生活環境」の5分野を見直し、「地球温暖化」を「気候変動」に、また、「生きもの」を新設し、「気候変動」「みどり」「水」「生きもの」「ごみ」「生活環境」の6分野としました。

今、急激な地球温暖化に起因する気候変動の進行から、「気候危機」状態にあるといわれ、様々な環境への影響が各地で問題となっており、地球温暖化とこれに伴う気候変動への対策は喫緊かつ重大な課題となっています。本計画では、今後10年間に特に注力し取組みの強化を図るため、第2次計画の目標「低炭素社会を築くまち」を「気候変動緩和・適応を実現するまち」とし、温室効果ガスの排出抑制等による緩和策と進行する気候変動への適応策を進めることとしました。

また、人類の活動が及ぼす環境への影響として、世界的にも多くの生物の急激な損失が問題となり、生物多様性の保全・回復のための実効性ある緊急の行動が求められていることから、これまで「水」や「みどり」の分野で取り組んできた「生物多様性」の保全について、「生きもの」分野として抽出、目標を「人と多様な生きものが共に暮らせるまち」と掲げ、重点的に取り組みます。

目標1 気候変動緩和・適応を実現するまち

気候変動分野

令和3(2021)年のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)が作成した報告書によると、「人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされ、地球温暖化の原因が人間活動であることが明らかにされました。急激な気候変動の進行から、「気候危機」状態にあるといわれる今、地球温暖化が与える未来への影響を可能な限り軽減し、また、進行する温暖化に適切に適応することが求められています。日野市は、一人ひとりの行動の積み重ねにより、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。



環境かみしばい「あつあつおはけ」

目標2 多様なみどりをつなぐまち

みどり分野

日野市には、身近な里山や市外まで連なる多摩丘陵など古くからのみどりや田畑のみどり、公園のみどりなど多様なみどりが多くあります。近年、こうしたみどりは、宅地開発など人々の活動により減少傾向にあります。このような状況の中にあっても、保全すべきみどりを確実に残し、適切に管理することで緑被率の著しい低下を阻止し、グリーンインフラとして積極的に活用することを目指します。そうすることで生態系を健全に保ち、地球温暖化防止にも寄与するみどりをできる限り多く将来につなぐことを目指します。



丘陵から見る崖線のみどり

目標3 豊かな水環境をつなぐまち

水分野

日野市は、河川や湧水、用水など安らぎの水辺が多くある「水のまち」です。水辺には貴重な動植物が存在し、植物、昆虫、魚類など様々な生きものが棲息・生育しており、美しい景観を形成しています。このような水や水辺もみどり同様減少傾向にあります。日野市の財産である水環境・水辺空間の維持・保全に努め、「水の郷・日野」を将来につなぐことを目指します。



素掘りの用水路（日野市栄町）

目標4 人と多様な生きものが共にくらせるまち

生きもの分野

地球が40億年という長い時間をかけて育んできた生物多様性は、私たちの生活に欠かすことができない恵み（生態系サービス）をもたらしています。しかし、人類の活動による「4つの危機」といわれる①開発など人間活動②自然に対する働きかけの縮小③人間により持ち込まれたもの（外来種）④地球環境の変化（地球温暖化）は、生物種の絶滅など地球上の多様な生態系に重大な影響を与えており、多くの生きものの急激な損失が世界的な問題となっています。こうした課題の解決も、身近な環境の保全から始まります。

人々が、地域にある自然に関心を持ち、知り、学び、関わり、身近な自然環境を維持・保全することで、生きものと人が共生できるまちを目指します。



生きものプランプロジェクトによる
バタフライガーデン（日野中央公園）

目標5

ごみゼロのまち

ごみ分野

日野市は、ごみゼロ社会の実現に向け、市民と共に様々な取り組みを行ってきました。地球環境問題の解決及び資源の有効活用による循環型社会の実現に向けて、ごみの減量、ごみの分別の徹底、資源の適切なリサイクルなど5R（リフューズ、リデュース、リユース、リターン、リサイクル）の取り組みを日常から着実に進めていきます。また、令和2年に開始したプラスチック類の分別収集により、さらなる資源化率向上を図ります。



容器包装お返し大作戦
(リターン)

目標6

心やすらぐ住みよいまち

生活環境分野

ごみのポイ捨てや路上喫煙、野生動物による被害などの日常生活をとりまく環境の問題や騒音や振動、土壌や地下水の汚染といった身近な環境の問題など、私たち身の回りには様々な問題があります。こうした環境の状況を把握し、指導・啓発を進めていくことで市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たし、誰もが健康で快適に生活できる環境を目指します。

写真差し込み

調査・イベントの様子



(4) SDGs の目標達成に向けた環境基本計画との関連性

持続可能な開発目標 (SDGs) への貢献

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27(2015)年 9 月の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12 (2030) 年を目標達成年限とし、17 の国際目標(ゴール)・169 の達成基準(ターゲット)から構成されています。

日本は、平成 28(2016)年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」ことをビジョンとする「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を定め、国全体での取組みを推進しています。その中で、地方公共団体においても、各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたっては持続可能な開発目標(SDGs)の要素を最大限反映し、取組みを進めていくことが求められています。

日野市では、平成 7 (1995) 年、市民の直接請求により「日野市環境基本条例」を制定。この条例の中で既に「持続可能な社会への展望を見いだすべきとき」という認識を持ち、環境分野を中心に施策を展開してきました。また、令和元 (2019) 年 7 月には、「生活価値 (QOL) 共創都市 日野」を掲げ、優れた取組提案として「SDGs 未来都市」に選定されました。日野市から持続可能な“次世代に引き継ぎたい世界”に変えていくため、更なる行動を起こします。

本計画においても、自然環境、ごみ減量、気候変動、生活環境、生物多様性といった環境分野のあらゆる施策に引き続き取組み、SDGs が掲げる持続可能な社会の実現に貢献します。



出典:「国際連合広報センターホームページ」

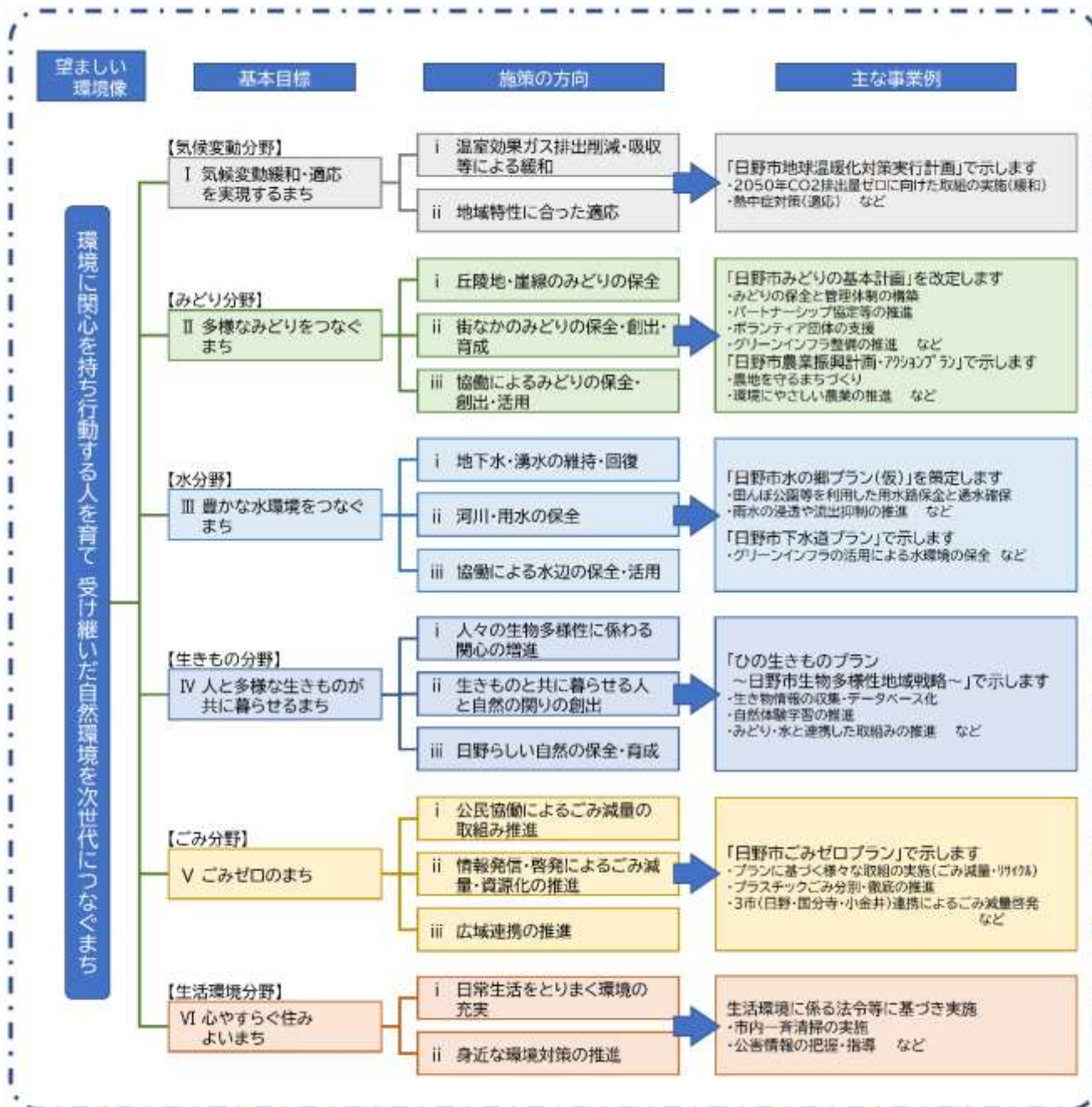
SDGs の 17 の国際目標(ゴール)

※本計画と関連が深い主な SDGs の項目は資料編で解説

第3章 基本目標達成のための施策

(1) 施策体系

望ましい環境像、基本目標の実現に向けて、目標ごとに「施策の方向」を示します。



施策体系図

(2) 基本目標別取組み

I 目標1 気候変動分野

「気候変動緩和・適応を実現するまち」の実現に向けた取組み



私たちが先人たちから引き継いだ美しい地球、美しい「ふるさと日野」を次の世代に手渡すため、日野市では、気候変動の側面からのアプローチとして、「第4次日野市地球温暖化対策実行計画」(令和4(2022)年4月)を策定します。

そして、「気候変動緩和・適応を実現するまち」実現に向けた具体的取組みについては、「第4次日野市地球温暖化対策実行計画」において実施し、本計画では、実行計画における取組みの指針を以下のとおり示します。

i 温室効果ガス排出削減・吸収等による緩和

地球温暖化による気温の上昇や急な大雨などの影響によって、快適な生活を享受できる環境が脅かされつつあります。このような影響をできる限り少なく抑えるため、ふだん(普段・不断)の行動からエネルギー消費の削減や温室効果ガスの排出削減に取り組まねばなりません。こうした取組みを推進するとともに必要な啓発・情報発信に積極的に取り組み令和32(2050)年二酸化炭素排出量実質ゼロ、令和12(2030)年同排出量46%以上(日野市排出量平成17(2005)年比)削減を目指します。

①省エネの推進・啓発

主な事業：照明のLED化効率的なエネルギー活用、市民への省エネ行動の周知・啓発 など

②再生可能エネルギーの普及促進

主な事業：太陽光発電の普及促進、小水力発電の検討 など

③公共交通の利用促進

主な事業：CO2排出量の少ない移動手段の活用、環境に配慮した道路整備 など

④温室効果ガスの吸収

主な事業：緑地保全による二酸化炭素吸収源対策 など

ii 地域特性に合った適応

気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う緩和だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する適応を進めることが求められています。

日野市では、身近な里山などみどり、多摩川、浅川などの一級河川などの自然環境に恵まれる一方、温暖化による気温上昇が進行すると気候変動がもたらす集中豪雨により土砂災害や河川の氾濫による洪水が増加するなどの影響が想定されます。このような日野市をとりまく自然環境について十分に考慮し、地域に合った「適応」の仕組みづくりに取り組み

ます。

①自然災害への適応策

主な事業：ハザードマップなど水害対策、災害に関する情報提供 など

②健康にかかわる適応策

主な事業：熱中症対策、外来生物の侵入に伴う感染症対策 など

③生活にかかわる適応策

主な事業：気候変動への適応にかかわる情報提供・啓発 など

II 目標2 みどり分野

「多様なみどりをつなぐまち」の実現に向けた取組み



市では、残されている豊かなみどりを次世代へ継承し、「水音と土の香りのするまち ひの」を実現するため、平成 13（2001）年 6 月「日野市みどりの基本計画」策定、取組みを推進してきました。

「多様なみどりをつなぐまち」の実現に向けた具体的取組みについては、本計画と併せ「日野市みどりの基本計画」に示す方針・理念に照らし、これまで積み上げてきたみどりの保全の基礎となる取組みを継続しつつ、個別の課題に柔軟に取り組んでいきます。

また、今後「日野市みどりの基本計画」の改定を視野に実施計画の策定に取り組み計画的な事業展開を図ります。

i 丘陵地・崖線のみどりの保全

市内には、身近な里山や、残された貴重な崖線緑地など自然に近いみどりが、今なお多く残っています。こうしたみどりの保全については、これまで取り組んできた緑地信託制度と買取、寄付による公有化を引き続き進めるとともに、広域的な視点をもって取り組みます。さらに、グリーンインフラの視点を取り入れた計画的な緑地管理、市民とのパートナーシップによる管理などにより、質の向上と機能の活用を目指します。

①丘陵地・斜面緑地等の保全

主な事業：良好な緑地の保全と管理体制の構築 など

②里山文化の継承

主な事業：パートナーシップ協定等の推進、ボランティア団体への支援、
環境学習の指導 など

ii 街なかのみどりの保全・創出・育成

田や畑などの農地のみどり、公園や学校など公共施設のみどり、民家の生け垣のみどりなどの空間は、街なかにあっても動植物の貴重な棲息・生育空間です。農業の支援を通し、また、農地を公園として残せる仕組みづくりなど、都市農地保全のための国や都の施策に準じた新たな取組みを市としても推進し、これらの維持・保全に取り組みます。



田んぼの風景（日野市新井）

①農地の保全

主な事業：都市農業支援、援農ボランティアの支援、
学校給食野菜供給農家への支援 など

②まちなかのみどりの創出・保全

主な事業：グリーンインフラの整備、コミュニティガーデンの整備 など

iii 協働によるみどりの保全・創出・活用

みどりの保全・創出の取組みは、市民や事業者そして市が、力を合わせて取り組むことが重要です。そのための仕組みや計画、環境づくりに取り組みます。併せて、みどりに関する教育の充実、スキルアップを進めるとともに、みどり保全のための人材の育成も進めます。

①みどりに関する普及啓発

主な事業：多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議、
水・緑・農に関するマップの普及・啓発 など

②協働による活動の仕組みづくり

主な事業：雑木林ボランティア養成、ボランティア団体への支援 など

III 目標3 水分野

「豊かな水環境をつなぐまち」の実現に向けた取組み



市では、市の貴重な財産である豊かな水とみどりを次世代に引き継ぎ、将来にわたり維持するため、「日野市清流保全―湧水・地下水の回復と河川・用水の保全―に関する条例」（平成 18 年 6 月 26 日 条例第 22 号）を制定し、河川、用水や湧水、地下水の保全、回復に努めてきました。

「豊かな水環境をつなぐまち」の実現に向けた具体的取組みについては、これまで積み上げてきた水辺の保全の基礎となる取組みを継続しつつ、個別の課題に柔軟に取り組んでいきます。また、「第 2 次日野市下水道プラン」において、下水道普及率を高め、河川の水質改善や雨水の地下浸透等の水環境改善の取組みを進めるとともに、今後、水辺環境保全のための「日野市水の郷プラン（仮）」の策定も視野に計画的な事業展開を図ります。

i 地下水・湧水の維持・保全

市内の日野台地の崖線や多摩丘陵の裾部には多くの湧水点があり、豊かな水環境を構成しています。みどり同様このような空間は、非常に重要な環境要素であり、これらの維持・保全に取り組めます。

①湧水・地下水の維持・保全

主な事業：清流保全条例の改定（令和4（2022）年4月1日施行）による湧水のさらなる保全、雨水の浸透や流出抑制の推進 など

ii 河川・用水の保全・活用

市内には、多摩川とこれに注ぎ込む浅川、程久保川、谷地川の一級河川、さらにはこれら河川から取水する116kmに及ぶ用水路が網の目のように流れています。

長きにわたる用水路の歴史から培われた現在の水辺環境を、広く日野の水文化として発信し、その保全に取り組めます。



浅川から望む多摩丘陵

①用水の保全活用

主な事業：水利権・取水口の確保、水辺のビオトープの保全・整備 など

②河川の保全活用

主な事業：ワンドなど生態系に配慮した水辺空間の保全・整備や環境学習への活用 など

③水質の保全

主な事業：下水道の普及・グリーンインフラの活用による水環境の保全 など

iii 協働による水辺の保全・活用

水辺の保全・活用のためには、市民や事業者などと連携して取り組むことが不可欠です。これまでも用水組合や市民団体、ボランティアなど多様な主体と連携・協働し、水辺の保全・創出・活用に取り組んできました。こうして積み上げてきた関係や仕組みを活かし、取り組みを推進します。

また、流域連携による活動や次世代を担う子供たちへの啓発活動を強化・充実します。特に、市内の小学校等の教育機関と協働し、水辺環境に興味・関心を抱いてもらえるよう取り組めます。

①水辺に関する普及啓発

主な事業：環境月間の充実、水辺の楽校の支援 など

②協働による活用の仕組みづくり

主な事業：学校田んぼ、公園田んぼの整備・支援 など

IV 目標4 生きものの分野

「人と多様な生きものが共に暮らせるまち」の実現に向けた取組み



市では、「水とみどりを継承し、人と多様な生きものが共に暮らせるまち」を基本理念に平成 30（2018）年「ひの生きもののプラン～日野市生物多様性地域戦略～」を策定し、生物多様性の保全に取り組んでいます。

「人と多様な生きものが共に暮らせるまち」実現に向けた具体的取組みについては、「ひの生きもののプラン」において実施します。本計画では、プランにおける取組みの指針を以下のとおり示します。

i 人々の生物多様性に係わる関心の増進

川遊びなど身近に自然を感じることでできる体験を通して、多くの人に日野市の多様な環境やそこにある生物多様性を伝え、関心を高めます。日野市の生物多様性を自然体験や環境学習を通して、幅広く情報発信を行い、多くの市民の共通認識とし、生物多様性を支える機運を高めます。そして、環境に関心を持つ行動する人材の育成につなげます。

①自然体験活動の推進

主な事業：学校などでのビオトープづくりの推進、学校での環境学習の推進、釣り教室の開催 など

②生物多様性の情報共有・発信

主な事業：生物多様性に関するイベント・展示、カワセミハウスの積極的活用（エコミュージアム化） など

ii 生きものと共に暮らせる人と自然の関わりの創出

日野市には、長い歴史の中で人が積極的に自然と関わり、食料や木材など生活に必要な資材の供給を受け、人と自然が共生してきた里山や用水路などの環境があります。そのような場所は、様々な動植物の生息・生育場所でもありました。近年、そうした環境は失われつつあります。

今ある生物多様性を守り育てるため、関連自治体や国、東京都等と連携し啓発活動を行うとともに、市民・市民団体等の保全活動にかかわる支援の仕組みづくりを検討します。そして、このような環境・活動に関心を持ち行動する人材の育成を行います。

①多様な主体が連携できる体制づくり

主な事業：広域的な自治体間連携の推進、環境団体と連携した環境保全活動、市民・事業者との連絡会・情報交換会の開催 など

②市民活動による生物多様性の推進

主な事業：生きものの調査の実施、水生生物調査、生きもののマップづくり など

③自然と人が支えあうまちづくり

主な事業：生態系に配慮した水辺づくりや緑地保全 など

iii 日野らしい自然の保全・育成

崖線に残されたみどり、丘陵地の雑木林、低地に張り巡らされた用水路、多摩川と浅川の河川環境など、日野市の生物多様性は、特徴的な地形が由来となって生み出されています。健全な生態系に影響を与える外来種や農業等に被害を与える野生動物、さらには防災面等にも配慮しつつ、人間の視点だけでなく、生きものの視点にも立ち、自然環境を残し、今ある生物多様性を守り育てます。生きものを取り巻く環境は、みどりや水の維持・保全なくして守っていくことはできません。各分野の取組みとしっかりと連携して推進します。

①自然環境の保全

主な事業：希少な生きものが生息・生育する環境の保全と情報収集 など

②生きものを育む環境の創出と質の向上

主な事業：ホタルやカワセミなどの生息エリアの保全、

テーマを持った環境整備（バタフライバーデンなど）と活用 など

③人と生きものが共生するための外来種・鳥獣害対策

主な事業：外来種の駆除、農業被害を及ぼす野生動物の捕獲の支援 など

V 目標5 ごみ分野

「ごみゼロのまち」の実現に向けた取組み



「ごみゼロのまち」実現に向けた具体的取組みについては、「日野市ごみゼロプラン」において検討・実施します。本計画では、プランにおける取組みの指針を以下のとおり示します。

i 公民協働によるごみ減量の取組みの推進

市民・事業者・市協働で、更なるごみの減量に取り組めます。リフューズ（ごみになるものを持ち込まない）・リデュース（出るごみを減らす）・リユース（そのまま使えるものは何度も使う）・リターン（販売店へ返す）の取組みで、ごみの発生を抑えます。発生してしまうものについては、分別徹底により、リサイクル（分別して資源として使う）します。特に、令和2年より開始したプラスチック類分別回収・資源化を、市民に浸透させます。日野市では、この「5R」を推進し、また、そのための推進体制を強化します。

①分別徹底によるごみの減量

主な事業：多摩地域で一番少ないごみ量を目指し令和8（2026）年度までに 550 g／人・日以下とするための取組みの推進 など

②プラスチック類の減量・リサイクル率の向上

主な事業：総資源化率を多摩地域のトップ5 を目標に令和8（2026）年度までに 45% 以上とするための取組みの推進 など

③生ごみの減量・資源としての活用の促進

主な事業：可燃ごみの4割を占める生ごみの資源化の推進 など

ii 情報発信・啓発によるごみ減量資源化の推進

広報やごみ情報誌「エコー」、ごみ・資源分別カレンダー等の紙媒体に加え、ごみ分別アプリや SNS 等の活用により、幅広い世代に、ごみ減量意識向上に向けた啓発を繰り返し行い、一人ひとりが行動に移すためのきっかけを作っていきます。

①市民・事業者のごみ減量意識の向上・環境学習の充実

主な事業：ごみ情報誌「エコー」・ごみカレンダーの充実、
ごみアプリの活用の推進 など

iii 広域連携の推進

浅川清流環境組合で可燃ごみを共同処理する、日野市・国分寺市・小金井市の3市で連携し、さらなるごみ減量に向けた取組みを進めます。

最終処分場への負荷を軽減するため、広域連携を行っている25市1町で連携し、埋立量ゼロ、焼却灰搬入量削減に努めます。

①3市における連携の推進

主な事業：3市ごみ減量推進員などによる3市共通のごみ減量施策の推進 など

②多摩地域における連携の推進

主な事業：浅川清流環境組合や25市1町による東京たま広域資源循環組合での
広域的なごみ減量への取組みの推進 など

③災害廃棄物処理における連携の推進

主な事業：災害廃棄物処理計画の策定、広域連携による災害廃棄物の処理 など

VI 目標6 生活環境分野

「心やすらぐ住みよいまち」の実現に向けた取組み



市民が健康で快適に過ごせる、心やすらぐ生活を確保するために、一人ひとりのマナー向上に向けた啓発等の取組みを推進します。

また、大気汚染、騒音・振動等の身近な環境問題については、引続き監視を続けるとともに情報収集を行い、市民の生活からリスクの低減に努めます。

i 日常生活をとりまく環境の充実

私たちの身の回りには、ごみのポイ捨て、路上喫煙、野良猫・野生動物やペットなどの生き物の問題をはじめとする、生活環境問題が多くあります。市民の快適で心やすらぐ生活

を守るためには、一人ひとりがマナーを守り、近隣に配慮することが重要です。このような問題が少しでも減らせるよう、地域での取組み支援や啓発を進めていきます。

①快適な生活環境の確保

主な事業：啓発看板（ポイ捨て禁止・犬の糞尿放置禁止等）配布、喫煙対策 など

②まちの美化

主な事業：市内一斉清掃、多摩川・浅川クリーン作戦、用水守、街路樹キーパー
など

③生き物と共生の促進

主な事業：地域猫対策、畜犬登録 など

ii 身近な環境対策の推進

大気・土壌・地下水汚染、有害物質・化学物質などの状況を監視し、また、道路交通、工場・事業場・店舗や航空機などからの騒音や振動などの状況の調査や監視を行い、身近な環境問題の発生を防止します。また、光害、光化学スモッグ、低周波音をはじめとする様々な問題について、情報収集・提供を行い、市民のより健康で安全な生活の確保に努めます。

①大気・土壌・地下水汚染等の防止

主な事業：河川・用水路・地下水の水質調査、大気汚染物質の測定、事業者への指導
など

②有害物質・化学物質対策の推進

主な事業：事業活動による土壌汚染等への影響の把握 など

③道路交通騒音の測定及び対策の実施

主な事業：自動車騒音の常時監視、幹線道路の騒音振動調査 など

④工場・事業場・店舗からの騒音・振動への対策

主な事業：工場・事業場、建設現場等の振動・騒音や店舗の営業騒音に対する規制・指導 など

⑤航空機騒音についての対策

主な事業：航空機騒音 24 時間測定による状況の把握 など

⑥関連情報の収集及び提供

主な事業：光化学スモッグ情報の提供、法改正情報等の提供 など

(3) 環境基本計画と関連計画

本計画に示す「施策の方向」のもと、各分野の実行計画を推進します。本計画と関連する実行計画の進行スケジュールは以下のとおりです。

環境基本計画と関連計画の進行スケジュール



第4章 計画を進めるために

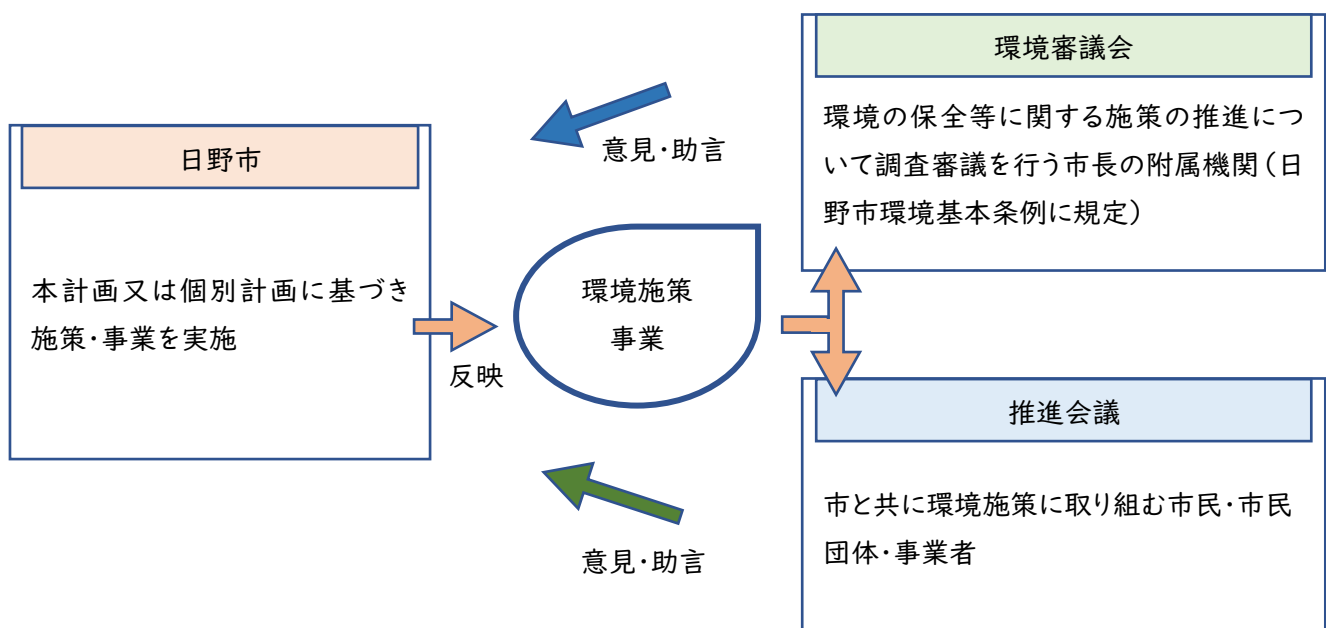
第1次及び第2次環境基本計画では、計画の推進主体を市・市民・事業者・市民団体や学校・地域と位置づけ、それぞれの役割と具体的取組みを示し、連携・協働して取り組むこととしました。しかし、基本計画という長期間にわたる計画の中で具体的な取組みを示したことで、目まぐるしい社会情勢・環境の変化対応できず、かえって柔軟性のない計画となっていました。また、市・市民・事業者等がそれぞれ主体となって取組みを推進することを期待しましたが、十分に機能させることができませんでした。さらに、取組みの実現性の検証が不十分であったため、実現の困難な指標が設けられるなど、課題となりました。

そこで、第3次環境基本計画は、市が取り組むべき「施策の方向」を示すものとし、実施計画の推進の主体を明確にし、基本的な方向性を示すことにより、柔軟にかつ適切に事業を実施し、目標の達成を目指します。

(1) 推進体制・進管理

本計画は施策の大きな方向性を示すものであることから、具体的な施策レベルでの進管理は各個別の実施計画、あるいは事業所管課の年次計画で検討・実施することとします。

各年次に実施される環境施策の内容や実績について、市は、市長の附属機関である日野市環境審議会（以下、環境審議会）や環境基本計画推進会議（以下、推進会議）に意見・助言を求め、その意見・助言を施策に反映します。



事業・取組みの成果は、推進会議及び環境審議会の点検・評価を受けたうえで、「日野市環境白書」に記載し、環境審議会の審議、議会の承認を受け、市民に公表します。

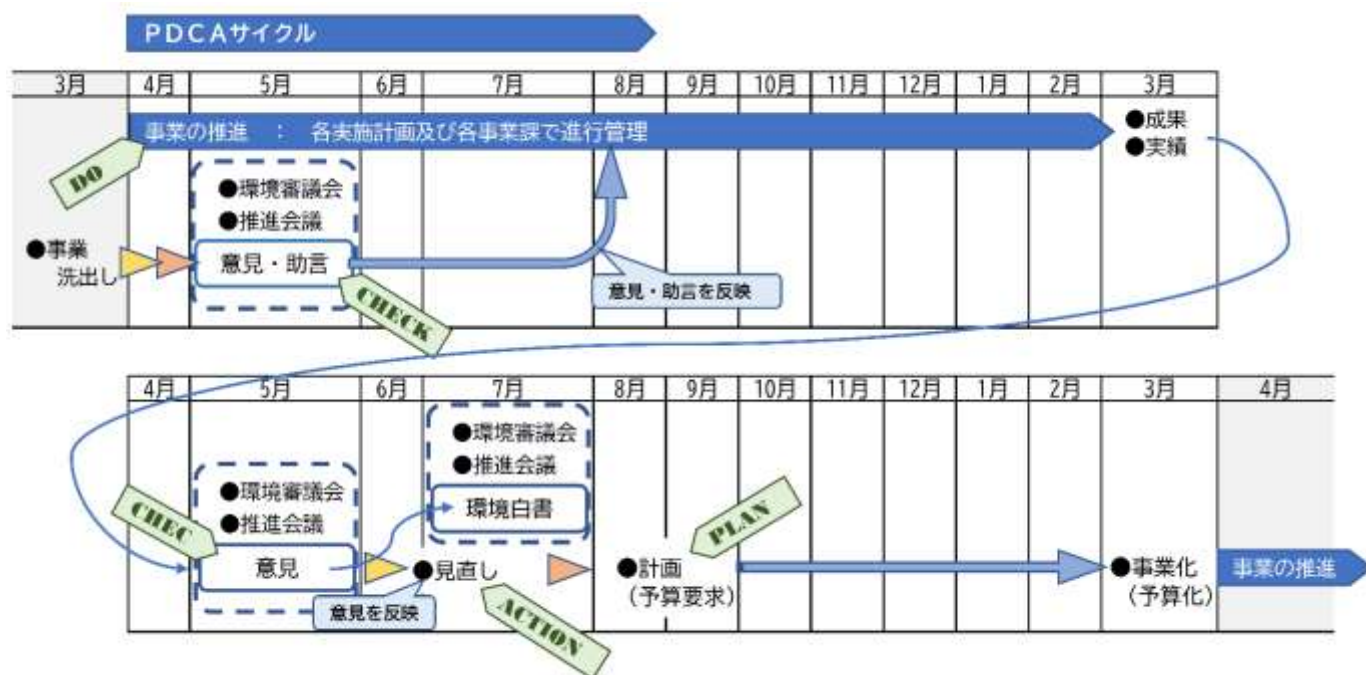
新たな推進体制と進行管理のポイント

- 環境保全課を事務局とし、施策の推進に関する総合的な調整を図ります。
- 計画の実施・進行主体は、市とし、具体的な施策・事業は各所管課が実施します。
- 推進会議は、市民・市民団体・事業者と一体となって進捗よくを把握し、環境審議会へも諮ると共に事業・取組みを点検・評価し、市に対し意見・助言を行います。
- 市は、環境審議会や推進会議からの意見・助言を事業に反映します。
- 市は、事業・取組みの内容・成果について、「日野市環境白書」に取りまとめ、環境審議会で審議のうえ、公表を行います。
- 社会情勢や各実施計画の推進状況を踏まえ、「施策の方向」も含め、計画期間中期を目途に計画の検証を行います。

計画の進行管理は、PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（点検）→ACTION（見直し）のPDCAサイクルにより行います。

施策の着実な推進のためには、実施状況等をきちんと把握するとともに、その結果を評価し、次の取組みに反映させる（見直し）を行うことが特に重要です。

そのため、本計画では、以下のような流れで取組みを推進します。



進行管理のイメージ

■CHECK

- ①事業・取組みの進捗状況、環境指標の状況：各事業所管課（各実施計画）で把握
- ②市全体の事業・取組みの成果：環境保全課で把握、推進会議・環境審議会で評価

■ACTION ～推進会議・環境審議会の意見・助言を次年度の事業に反映～

CHECK の結果を各事業所管課にフィードバックし、次年度の事業・取組に反映させます。
また、実績報告として年次報告（環境白書）をとりまとめ公表します。